

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	假地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	假地の医師確保計画を届出たものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1)認知症疾患型短期入所療養介護費	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1> (従来型個室)	要支援 (000 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	- 12 単位	× 90 / 100	片道につき + 184 単位
		要介護1 (000 単位)						
		要介護2 (000 単位)						
		要介護3 (000 単位)						
		要介護4 (000 単位)						
		要介護5 (000 単位)						
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<6.1> 介護<4.1> (多床室)	要支援 (000 単位)						
		要介護1 (000 単位)						
		要介護2 (000 単位)						
		要介護3 (000 単位)						
		要介護4 (000 単位)						
		要介護5 (000 単位)						
(2)小規模生活単位型認知症疾患型短期入所療養介護費	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<6.1> 介護<5.1> (従来型個室)	要支援 (000 単位)						
		要介護1 (000 単位)						
		要介護2 (000 単位)						
		要介護3 (000 単位)						
		要介護4 (000 単位)						
		要介護5 (000 単位)						
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<6.1> 介護<5.1> (多床室)	要支援 (000 単位)						
		要介護1 (000 単位)						
		要介護2 (000 単位)						
		要介護3 (000 単位)						
		要介護4 (000 単位)						
		要介護5 (000 単位)						
(3)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 看護<6.1> 介護<6.1> (従来型個室)	要支援 (000 単位)						
		要介護1 (000 単位)						
		要介護2 (000 単位)						
		要介護3 (000 単位)						
		要介護4 (000 単位)						
		要介護5 (000 単位)						
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅵ) 看護<6.1> 介護<6.1> (多床室)	要支援 (000 単位)						
		要介護1 (000 単位)						
		要介護2 (000 単位)						
		要介護3 (000 単位)						
		要介護4 (000 単位)						
		要介護5 (000 単位)						
(4)小規模生活単位型認知症疾患型短期入所療養介護費	(一)小規模生活単位型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) (ユニット型個室)	要支援 (000 単位)						
		要介護1 (000 単位)						
		要介護2 (000 単位)						
		要介護3 (000 単位)						
		要介護4 (000 単位)						
		要介護5 (000 単位)						
	(二)小規模生活単位型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) (ユニット型個室)	要支援 (000 単位)						
		要介護1 (000 単位)						
		要介護2 (000 単位)						
		要介護3 (000 単位)						
		要介護4 (000 単位)						
		要介護5 (000 単位)						

注 栄養管理の評価

注 特定診療費

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	利用者に対して送迎を行う場合
基準適合診療所短期入所療養介護費	(1)基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) (従来型個室)	要支援 (000 単位)	× 70 / 100	片道につき + 184 単位
		要介護1 (000 単位)		
		要介護2 (000 単位)		
		要介護3 (000 単位)		
		要介護4 (000 単位)		
		要介護5 (000 単位)		
	(2)基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) (多床室)	要支援 (000 単位)		
		要介護1 (000 単位)		
		要介護2 (000 単位)		
		要介護3 (000 単位)		
		要介護4 (000 単位)		
		要介護5 (000 単位)		

注 栄養管理の評価

○ 介護福祉施設サービス

基本部分				注	注	注	注					
				変動を行う職員 の勤務条件基準を高 たさない場合	入所者の数 が人定員 を超える場合 又は 介護・看護職員 の員数が 基準に満た ない場合 又は 介護支援専 門員の員数 が基準に満 たない場合	専従の機能訓 練指導員を配 置している場 合	専従の常勤医 師を配置して いる場合	精神科医師に よる療養指導 が月2回以上 行われている 場合	専従の障害者 生活支援員を 配置している 場合			
介護福祉施設サービス費	(1)介護福祉施設サービス費(3-1)	(一)介護福祉施設サービス費(I)<従来型個室>	要介護1	〇〇〇単位	×97/100	×70/100	×70/100	×70/100	+12単位	+20単位	+5単位	+26単位
			要介護2	〇〇〇単位								
			要介護3	〇〇〇単位								
			要介護4	〇〇〇単位								
			要介護5	〇〇〇単位								
	(二)介護福祉施設サービス費(II)<多床室>	要介護1	〇〇〇単位									
		要介護2	〇〇〇単位									
		要介護3	〇〇〇単位									
		要介護4	〇〇〇単位									
		要介護5	〇〇〇単位									
(2)小規模介護福祉施設サービス費(3-1)	(一)小規模介護福祉施設サービス費(I)<従来型個室>	要介護1	〇〇〇単位									
		要介護2	〇〇〇単位									
		要介護3	〇〇〇単位									
		要介護4	〇〇〇単位									
		要介護5	〇〇〇単位									
	(二)小規模介護福祉施設サービス費(II)<多床室>	要介護1	〇〇〇単位									
		要介護2	〇〇〇単位									
		要介護3	〇〇〇単位									
		要介護4	〇〇〇単位									
		要介護5	〇〇〇単位									
旧措置入所者介護福祉施設サービス費(平成21年3月31日まで適用)	(1)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(3-1)	(一)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)<従来型個室>	要介護以外+1	〇〇〇単位								
			要介護2-3	〇〇〇単位								
			要介護4-5	〇〇〇単位								
			要介護以外+1	〇〇〇単位								
			要介護2-3	〇〇〇単位								
	(二)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)<多床室>	要介護以外+1	〇〇〇単位									
		要介護2-3	〇〇〇単位									
		要介護4-5	〇〇〇単位									
		要介護以外+1	〇〇〇単位									
		要介護2-3	〇〇〇単位									
(2)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)<従来型個室>	要介護以外+1	〇〇〇単位									
		要介護2-3	〇〇〇単位									
		要介護4-5	〇〇〇単位									
		要介護以外+1	〇〇〇単位									
		要介護2-3	〇〇〇単位									
	(二)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)<多床室>	要介護以外+1	〇〇〇単位									
		要介護2-3	〇〇〇単位									
		要介護4-5	〇〇〇単位									
		要介護以外+1	〇〇〇単位									
		要介護2-3	〇〇〇単位									
小規模生活単位型介護福祉施設サービス費	1.小規模生活単位型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(ユニットケア型個室)	要介護1	〇〇〇単位									
		要介護2	〇〇〇単位									
		要介護3	〇〇〇単位									
		要介護4	〇〇〇単位									
		要介護5	〇〇〇単位									
	2.小規模生活単位型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(ユニットケア型個室)	要介護1	〇〇〇単位									
		要介護2	〇〇〇単位									
		要介護3	〇〇〇単位									
		要介護4	〇〇〇単位									
		要介護5	〇〇〇単位									
	3.小規模生活単位型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)(ユニットケア型個室)	要介護1	〇〇〇単位									
		要介護2	〇〇〇単位									
		要介護3	〇〇〇単位									
		要介護4	〇〇〇単位									
		要介護5	〇〇〇単位									
	4.小規模生活単位型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅳ)(ユニットケア型個室)	要介護1	〇〇〇単位									
要介護2		〇〇〇単位										
要介護3		〇〇〇単位										
要介護4		〇〇〇単位										
要介護5		〇〇〇単位										
小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	1.小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(ユニットケア型個室)	要介護以外+1	〇〇〇単位									
		要介護2-3	〇〇〇単位									
		要介護4-5	〇〇〇単位									
		要介護1	〇〇〇単位									
	2.小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(ユニットケア型標準個室)	要介護2-3	〇〇〇単位									
		要介護4-5	〇〇〇単位									
		要介護以外+1	〇〇〇単位									
		要介護2-3	〇〇〇単位									
3.小規模生活単位型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)(ユニットケア型個室)	要介護4-5	〇〇〇単位										
	要介護1	〇〇〇単位										
4.小規模生活単位型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅳ)(ユニットケア型標準個室)	要介護2-3	〇〇〇単位										
	要介護4-5	〇〇〇単位										

注 栄養管理の評価

小規模生活単位型入所者の居住費加算	小規模生活単位型入所者について、食事の標準負担額を超過して、1日につき20単位又は66単位を算定
外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定
初期加算	1日につき +30単位
退所時等相談援助加算	1.退所前後訪問相談援助加算 入所中1回又は2回、退所後1回を限度に460単位を算定 2.退所時相談援助加算 400単位 3.退所前連携加算 500単位
	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 居室介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

○ 介護保健施設サービス

基本部分		注				注	注	
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準を 満たさない場合	入所者の数が入 所定員を超える場 合	看護・介護職員の 員数が基準に満 たない場合  又は	医師、理学療法 士・作業療法士又 は介護支援専門 員の員数が基準 に満たない場合  又は	リハビリ体制(理 学療法士等の配 置)が強化され、 個別リハビリテー ション計画に基づ きリハビリテーシ ョンを行う体制に ある場合	認知症専門棟加 算(特に問題行動 の著しい認知症老 人の場合)	
イ 介護保健 施設サービス 費 (3.1)	(1)介護保健施設 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (000単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×70/100	+ 30単位	+ 76単位
		要介護2 (000単位)						
		要介護3 (000単位)						
		要介護4 (000単位)						
		要介護5 (000単位)						
	(2)介護保健施設 サービス費(II) <多床室>	要介護1 (000単位)						
		要介護2 (000単位)						
		要介護3 (000単位)						
		要介護4 (000単位)						
		要介護5 (000単位)						
ロ 小規模生 活単位型介 護老人保健 施設サービス 費	(1)小規模生活単位型介護保 健施設サービス費(I)(ユニ トケア型個室)	要介護1 (000単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×70/100	+ 30単位	+ 76単位
		要介護2 (000単位)						
		要介護3 (000単位)						
		要介護4 (000単位)						
		要介護5 (000単位)						
	(1)小規模生活単位型介護保 健施設サービス費(II)(ユニ トケア型準個室)	要介護1 (000単位)						
		要介護2 (000単位)						
		要介護3 (000単位)						
		要介護4 (000単位)						
		要介護5 (000単位)						
注 栄養管理の評価								
注 外泊時費用		入所者に対して居室における外泊を認めた場合、月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定						
ロ 初期加算 (1日につき +30単位)								
ハ 退所時指 導等加算	(1)退所時等 指導加算	(一)退所前後訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度 に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合	注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合			
		(二)退所時指導加算 (400単位)						
		(三)退所時情報提供加算 (500単位)						
		(四)退所前連携加算 (500単位)						
	(2)老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)							
ニ 緊急時施 設療養費	(1)緊急時治療管理 (月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)							
	(2)特定治療							

○ 介護療養施設サービス  
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注						注	注	注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算
(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) 看護<6:1>介護<4:1> (従来型個室)	要介護1(〇〇〇単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位	療養病床療養環境減算(ⅰ) -15単位	-12単位	夜間勤務等看護(ⅰ) +23単位	
		要介護2(〇〇〇単位)									
		要介護3(〇〇〇単位)									
		要介護4(〇〇〇単位)									
		要介護5(〇〇〇単位)									
	(二)療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) 看護<6:1>介護<4:1> (多床室)	要介護1(〇〇〇単位)									
		要介護2(〇〇〇単位)									
		要介護3(〇〇〇単位)									
		要介護4(〇〇〇単位)									
		要介護5(〇〇〇単位)									
	(三)療養型介護療養施設サービス費(ⅲ) 看護<6:1>介護<6:1> (従来型個室)	要介護1(〇〇〇単位)									
		要介護2(〇〇〇単位)									
要介護3(〇〇〇単位)											
要介護4(〇〇〇単位)											
要介護5(〇〇〇単位)											
(二)療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) 看護<6:1>介護<6:1> (多床室)	要介護1(〇〇〇単位)										
	要介護2(〇〇〇単位)										
	要介護3(〇〇〇単位)										
	要介護4(〇〇〇単位)										
	要介護5(〇〇〇単位)										
(2)小規模生活単位型療養施設サービス費	(一)小規模生活単位型療養施設サービス費(ユニットケア型個室)	要介護1(〇〇〇単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	療養病床療養環境減算(ⅱ) -75単位	療養病床療養環境減算(ⅲ) -105単位	夜間勤務等看護(ⅱ) +14単位	夜間勤務等看護(ⅲ) +7単位	
		要介護2(〇〇〇単位)									
		要介護3(〇〇〇単位)									
		要介護4(〇〇〇単位)									
		要介護5(〇〇〇単位)									
	(二)小規模生活単位型療養施設サービス費(ユニットケア型準個室)	要介護1(〇〇〇単位)									
		要介護2(〇〇〇単位)									
		要介護3(〇〇〇単位)									
		要介護4(〇〇〇単位)									
		要介護5(〇〇〇単位)									

注 栄養管理の評価

注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

(2) 初期加算 (1日につき +30単位)

(3) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		b 退院時指導加算 (400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
		c 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		d 退院前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)		

(4) 特定診療費

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			
(1)診療所型介護療養施設サービス費	(一)診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1> (従来型個室)	要介護1 ( 〇〇〇 単位) 要介護2 ( 〇〇〇 単位) 要介護3 ( 〇〇〇 単位) 要介護4 ( 〇〇〇 単位) 要介護5 ( 〇〇〇 単位)
		b 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<6:1> (多床室)	要介護1 〇〇〇 単位) 要介護2 〇〇〇 単位) 要介護3 〇〇〇 単位) 要介護4 〇〇〇 単位) 要介護5 〇〇〇 単位)
	(二)診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<3:1> (従来型個室)	要介護1 ( 〇〇〇 単位) 要介護2 ( 〇〇〇 単位) 要介護3 ( 〇〇〇 単位) 要介護4 ( 〇〇〇 単位) 要介護5 ( 〇〇〇 単位)
		b 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<3:1> (多床室)	要介護1 ( 〇〇〇 単位) 要介護2 ( 〇〇〇 単位) 要介護3 ( 〇〇〇 単位) 要介護4 ( 〇〇〇 単位) 要介護5 ( 〇〇〇 単位)
(2)小規模生活単位型診療所型介護療養施設サービス費	(1)小規模生活単位型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (ユニットケア型個室)		要介護1 ( 〇〇〇 単位) 要介護2 ( 〇〇〇 単位) 要介護3 ( 〇〇〇 単位) 要介護4 ( 〇〇〇 単位) 要介護5 ( 〇〇〇 単位)
	(2)小規模生活単位型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) (ユニットケア型準個室)		要介護1 ( 〇〇〇 単位) 要介護2 ( 〇〇〇 単位) 要介護3 ( 〇〇〇 単位) 要介護4 ( 〇〇〇 単位) 要介護5 ( 〇〇〇 単位)

注	注
入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	施設基準の区分による療養環境減算
× 70/100	診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ) -50単位
	診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ) -90単位

注 栄養管理の評価

注 外泊時費用

注 他科受診時費用

入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

(2) 初期加算 (1日につき +30単位)

(3) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		b 退院時指導加算	(400単位)
		c 退院時情報提供加算	(500単位)
		d 退院前連携加算	(500単位)
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)			

注  
入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

注  
退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合

注  
居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

(4) 特定診療費

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分					
(1)認知症疾患型介護療養施設サービス費	(一)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<8:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ) 看護<8:1> 介護<4:1> (従来型個室)	要介護1 (000 単位) 要介護2 (000 単位) 要介護3 (000 単位) 要介護4 (000 単位) 要介護5 (000 単位)		
		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) 看護<8:1> 介護<4:1> (多床室)	要介護1 (000 単位) 要介護2 (000 単位) 要介護3 (000 単位) 要介護4 (000 単位) 要介護5 (000 単位)		
		(二)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<8:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅲ) 看護<8:1> 介護<5:1> (従来型個室)	要介護1 (000 単位) 要介護2 (000 単位) 要介護3 (000 単位) 要介護4 (000 単位) 要介護5 (000 単位)	
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護<8:1> 介護<5:1> (多床室)	要介護1 (000 単位) 要介護2 (000 単位) 要介護3 (000 単位) 要介護4 (000 単位) 要介護5 (000 単位)	
			(三)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<8:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅴ) 看護<8:1> 介護<6:1> (従来型個室)	要介護1 (000 単位) 要介護2 (000 単位) 要介護3 (000 単位) 要介護4 (000 単位) 要介護5 (000 単位)
				b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅵ) 看護<8:1> 介護<6:1> (多床室)	要介護1 (000 単位) 要介護2 (000 単位) 要介護3 (000 単位) 要介護4 (000 単位) 要介護5 (000 単位)
	(2)小規模生活単位型認知症疾患型介護療養施設サービス費			(一)小規模生活単位型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ユニットケア型個室)	要介護1 (000 単位) 要介護2 (000 単位) 要介護3 (000 単位) 要介護4 (000 単位) 要介護5 (000 単位)
					(二)小規模生活単位型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ユニットケア型準個室)

注					
入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	介護支援専門員の数に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合
×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100

注 栄養管理の評価

注 外泊時費用

注 他科受診時費用

入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

(2) 初期加算 (1日につき +30単位)

(3) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)
		b 退院時指導加算 (400単位)
		c 退院時情報提供加算 (500単位)
		d 退院前連携加算 (500単位)
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)		
(4) 特定診療費		

注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合

注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合